



碧南ロータリークラブ週報

第2490回例会 平成22年2月24日(水)

● 会長 鈴木 並生 ● 幹事 長田 豊治 ● 会場監督 (SAA) 新美 真司

■ 例会日 毎週水曜日 12:30

■ 例会場 碧南商工会議所ホール

■ 事務局 碧南商工会議所内

〒447-8501 愛知県碧南市源氏神明町90

TEL<0566>41-1100 FAX<0566>48-1100

ホームページ: <http://www.hekinan-rc.jp/>

E-mail: info@hekinan-rc.jp

■ 会報委員 岡本明弘・新美雅浩・大澤明敬・西脇博正



● 斉 唱

ロータリーソング「ロータリー讃歌」

● 本日のメニュー

和風弁当 とんがり帽子

● 本日のお客様

弁護士 野田葉子氏

西三河分区ガバナー補佐(三河安城RC) 石原健一君

西三河分区幹事(三河安城RC) 岡崎重太郎君



石原健一ガバナー補佐



野田葉子氏

会 長 挨拶

本日は、先日開催されましたIMのお礼ということで石原ガバナー補佐様と岡崎ガバナー補佐幹事様にわざわざお越し頂き、ありがとうございました。金美齡講師の「凛とした生き方」の講演といい、大変、盛り上がった懇親会といい、素晴らしいIMでありました。担当された三河安城ロータリークラブのメンバーの皆様と奥様方にこの場をお借りし、感謝とお礼を申し上げます。大変、お疲れ様でした。



鈴木並生会長

さて、2月13日より始まったバンクーバーオリンピックも残りあと僅かとなりました。日本のメダル獲得数も最初の予想に反して金無しの3個と余り良い成績ではありません。特にスピードスケートに力を注いだ隣国の韓国に比べると寂しい限りです。確か1ヶ月前の例会でリュージュの国産ハイテクソリが開発され、好成績を期待するというようなお話をさせて頂きましたが、結果は良くありませんでした。やはり、道具より技術や経験ということでしょうか。今日から一番、期待の持てる女子フィギュアスケートが始まります。良い成績が取れるようにしっかり応援していきたいと思います。

さて、本日の卓話の講師の野田弁護士は、例会に来て頂けるのは3回目になるかと思いますが、演題は「裁判員制度について」であります。このことは国民全員に関係のある事柄ですので楽しみに拝聴させて頂きたいと思います。

以上で本日の会長挨拶とさせて頂きます。ありがとうございました。

幹 事 報 告

- ・ 例会変更等はお手元の資料のとおりです。
- ・ 地区大会の記録DVDが当日、出席された方に配布されております。



長田豊治幹事

委員会報告

〈出席奨励委員会〉

総会員数74名(内出席免除者14名の内出席者10名)出席者56名

出席対象者 56/69名

出席率 81.16%

欠席者18名(病欠者1名)

前々回修正出席率 98.55%

〈ニコボックス委員会〉

※三週連続出席率100%の場合は記念品を差し上げます。

西三河分区ガバナー補佐 石原健一君・分区幹事 岡崎重太郎君

2月6日のI.M.開催に際し、全員登録を頂き大変感謝申し上げます。又、当日にも多数のメンバーの方々のご参加をして下さり、無事終了することが出来ました。これも皆様の温かいご支援とご協力の賜物と実感しております。今後も西三河分区の各クラブの発展に微力ながら尽くして行きたいと存じます。ありがとうございました。

長田 昌昇君 本日の卓話の講師 野田先生をご紹介します。

伊藤 正幸君 ちょっといい事がありました。

清澤 聡之君 今般、新たに仏像2体が市指定文化財になることが、新聞に載りました。

黒田 泰弘君 先週の土曜日に平岩統一郎さんに大変お世話になりました。ありがとうございました。

卓話

「裁判員制度について」 弁護士 野田葉子氏

1. 裁判員はどのようにして選ばれるのか。

裁判員候補者名簿が作成される。

毎年末頃、名簿に載った方に裁判所からお知らせが行く。

具体的な事件について呼び出し通知が来る。

ある事件の裁判員候補者になったこと、選任手続きの日程のお知らせ。

手続きの6週間ほど前に出される。

選任の手続き

裁判官から各候補者に簡単な質問がある。

その後、候補者の中からくじで選ばれる。6人。

候補者や裁判員になった人の氏名や住所は公表されない。

裁判所に行く日は仕事を休める。

就業規則に裁判員休暇を定める企業も出てきている。

裁判員には1日あたり1万円程度の日当が支払われる。

2. 裁判員に指名されたが辞退したい場合。

常時介護が必要な家族がいる、仕事をどうしても抜けられない等の理由があり、それが認められれば辞退が可能。

3. 裁判員になったら

裁判の流れ



冒頭手続き(起訴状朗読)

証拠調べ手続き

各冒頭陳述

書類、物の証拠調べ

証人尋問、鑑定人尋問など

被告人質問 ※裁判員も裁判長に告げて直接質問できる。

弁論手続き(論告求刑、弁論要旨)

評議 ※中間評議が行われる場合もある。

判決宣告

4. 評議の内容

6人の裁判員と3人の裁判官が評議室で評議する。(非公開)

決めることは、有罪か無罪か、有罪の時はどのような刑罰にするか。

※法律的なことは裁判官が説明してくれる。

※裁判員と裁判官は対等な関係。遠慮なく議論をするべき。

5. 最後に

「疑わしきは被告人の利益に」

常識に従って判断し、その人が罪を犯したことに「間違いない」と確信できる場合にのみ、有罪とできる。有罪について少しでも疑問があるときは、無罪としなければならない。

次回例会案内 平成22年3月10日(水)

卓話「過去の大地震に学ぶもの」－備えあれば憂い少なし－

一般社団法人 DCM推進協議会 代表理事・工学博士 後藤幸義氏